中小企業従業員退職金等共済制度の今後の在り方について（答申）

西東京市中小企業従業員退職金等共済運営審議会（村山健司会長）は、平成13年10月25日に市長から「田無市中小企業従業員退職金等共済制度の今後の在り方」について諮問を受け、審議の結果9月11日に答申書を提出しました。その要旨をお知らせします。

市では、この答申を踏まえ、具体的な方策の策定を行います。

◆産業振興課（田☎内線1441）

1 中退共制度に対する基本的な考え方

（1）中退共制度の趣旨

・中小企業従業員退職金等共済制度（中退共制度）は、中小企業振興策として今日まで大きな役割を果たしてきた。

・一方、昨今の雇用労働環境の変化や国等の中小企業に対する政策理念の転換により、中退共制度に対してもこれまでとは異なった視点からの検証が求められる。

（2）中退共制度の現状の認識

・中退共制度は、平成12年度の制度改正時に一般会計からの財政支援の再開、給付水準の引き下げ、掛け金の引き上げ、新規加入と増口の停止を行った。

・基金からの繰入を除く単年度の収支では、平成5年度から赤字であり、平成18年度中には基金残高が底をついてしまうことが想定され、実質的な破たん状態となっていると認められる。

・責任準備金に対して約7億6千万円不足している。

・新規加入を停止しており、実質的には制度清算がすでに始まっていると言える。

2 審議の焦点

（1）既得の累積給付水準の保護と改正後の調整

・前回制度改正時に既得の累積給付水準を保証したこと、市が行政の信頼性を背景に運営してきたことを考慮すると、制度改正にあたっては慎重な対応が図られなければならない。

（2）共済契約者・被共済者の協力

・給付にあたって一般会計からの財政負担を伴うということであれば、共済契約者・被共済者にも十分な協力を求めなければならない。

（3）制度運営主体としての市の責任

・運営主体としての行政の責任は非常に重く、事態を真摯（しんし）に受けとめ、十分な反省のうえに今後の運営が図られなければならない。

（4）税制面の審議

・本中退共制度は、所得税法施行令第73条に規定する退職金共済事業であり、様々な制約があることが確認された。

（5）国の制度への移行

・国の中退共制度に制度ごと移行することは、現在は不可能である。

（6）労働条件上の審議

・同一企業内の従業員の中で、適用される退職金制度が異なる好ましくない状況が生まれている。

・制度を清算して、退職前に一時金を支給すると、その時点で従業員が退職してしまうことが懸念される。

・本制度を見直すにあたっては、労働政策上の慎重な配慮が求められる。

（7）中退共制度を早期に清算するか、順次清算するか

・審議会では、中退共制度の清算について次の2つの方向性が示された。

①中退共制度は速やかに清算し終了することが望ましい。

②給付金を退職金として受け取れる道を残しながら、順次清算していく方法が望ましい。

3 制度の今後の方向性

（1）中退共制度の清算方法

・中退共制度の清算に向けての具体的方策の検討を開始するとともに、早急に関係者にその方針を明らかにする必要がある。

・中退共制度が破たん状態になったからには、既得の給付水準を保護や所得税法の諸制約に配慮しながら、早期に清算の道筋を明らかにすべきである。

○制度の清算にあたっての留意すべき事項

①中退共制度の清算スケジュールを明らかにし、制度の方向性と清算していく道筋を関係者および広く市民に知らせる。

②今後改正する際は、既得の累積給付水準を保護する。

③今後債務が増えないような手立てを講ずること。

④共済契約者、被共済者への影響が少なくなるよう最大限の配慮をする。

（2）具体的方策

①制度清算の時期

・制度の運用主体である市が、諸要因を総合的に考察し、判断すべきである。

・速やかに市の意思決定を行い、実施に関する細目を策定することが重要である。

②給付水準の引き下げ

・退職一時金の利率および平成12年度改正前の給付金額に対する複利率について引き下げる。

③選択肢の拡大

・被共済者が制度から脱退しやすくなる方策を講ずる必要がある。

（3）一般会計からの財政支援

・制度清算にあたっての市の財政負担はやむを得ない。

・財政支出の方策については、市当局が十分に財政状況を考慮し、市議会の議論と判断を経て決定されていく性質のものである。

（4）共済者　被共済者に対する配慮

・清算していく過程において生じてくる様々な問題について市として責任ある対応をする必要がある。

西東京市内高等学校生徒ボランティアによる 環境浄化運動実施

～私達の街をいつもきれいに～

市内の高等学校に通う生徒ボランティアが中心となって、環境浄化運動（違反屋外広告物撤去および清掃活動）を行います。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

▽**とき**　11月19日（水）午後4時～5時　※雨天中止

▽**ところ**　西武線田無駅・ひばりヶ丘駅周辺

▽**参加校**　都立保谷高等学校・田無高等学校・田無工業高等学校等

▽**協力**　西東京市青少年問題協議会・青少年育成会等

◆子育て支援課（田☎内線1521）

花による憩いと潤いのあるまちづくりを目指す「花いっぱい運動」

「花いっぱい運動」に宝くじ助成金を活用しています

市内の公園や駅前広場の花壇を飾っている花などは、㈶自治総合センターからの宝くじ助成金（緑化推進コミュニティ事業に対する助成）を活用して、「西東京花の会」の会員が整備しているものです。

今年の春から秋にかけては、サフィニアやサルビア、マリーゴールドなどが花壇を彩り、現在は葉ボタンや色とりどりのパンジーなどの花が見られます。

ぜひ一度、ご覧になってはいかがでしょうか。

◆公園緑地課（㊐☎内線2433）

千駄山広場

花を植えている公園・児童遊園・広場(町名別)

北　町	青嵐台公園・北町第一児童遊園
下保谷	あらやしき公園
ひばりが丘	ひばりが丘駅南口広場 はなみずき公園
谷戸町	谷戸せせらぎ公園
住吉町	住吉町第三公園
泉　町	泉町きつつき公園
東　町	みどり児童遊園・けやき台児童遊園 東町四丁目児童遊園・文理台公園
中　町	保谷庁舎前広場
西原町	西原五丁目第２公園
保谷町	えのき児童遊園
富士町	富士町二丁目児童遊園 東伏見駅北口広場
芝久保町	けやき台公園・芝久保第一児童遊園 芝久保第一公園
田無町	田無四丁目第１公園 田無四丁目第３公園
南　町	南町六丁目第１公園
柳　沢	柳沢駅南口歩道
東伏見	千駄山広場・坂上児童遊園 東伏見コミュニティセンター前
向台町	向台第四児童遊園 向台六丁目第２公園
新　町	緑寿園前歩道

～ご利用ください～ 各種融資あっせん制度

資金の限度額等は、各表のとおり。受付場所は、田無庁舎2階産業振興課です。

①中小企業事業資金融資あっせん制度

▽**対象・要件**　中小企業者および農業経営者・市内に1年以上住所および事業所を有し、同一事業を市内で1年以上継続していること

②中小企業不況対策特別緊急事業資金融資あっせん制度

▽**対象・要件**　中小企業者および農業経営者・①市内に1年以上住所および事業所を有し同一事業を市内で1年以上継続していること　②最近3か月間または最近1年間の売上高（生産高）が、前年、2年前、または3年前の同期と比較し減少していること等

※中小企業等融資の受付

保証協会の年内保証は、12月5日（金）の保証協会受け付け分をもって締め切りとなります。

③勤労者等住宅資金融資あっせん制度

▽**対象・要件**　勤労者・①市内に1年以上住所を有していること　②20歳以上65歳未満の者で、償還完了時75歳未満

◆産業振興課（田☎内線1442）

①中小企業事業資金融資あっせん（売上減少要件なし）

資金区分	運転資金	設備資金	運転・設備併用
融資限度額	700万円	1,000万円	
返済方法	元金均等月賦償還		
返済期間	５年以内(据え置き6か月以内)	７年以内（据え置き６か月以内）	
融資利率	年1.875%		
利子補給率	年0.975%		
借受者負担率	年0.9%		

②中小企業不況対策特別緊急事業資金融資あっせん（売上減少要件あり）

資金区分	第１種	第２種
融資限度額	500万円	100万円
返済方法	元金均等月賦償還	
返済期間	５年以内(据え置き１年以内)	３年以内(据え置き6か月以内)
融資利率	年1.875%	年1.675%
利子補給率	年1.375%	年1.675%
借受者負担率	年0.5%	無利子

③勤労者等住宅資金融資あっせん

融資限度額	1,000万円
償還期間	15年以内(据え置き3か月以内)
金利条件	固定型
融資利率	年4.0%
利子補給率	年2.0%
借受者負担率	年2.0%